



★ニュース・ラインアップ★

直近の労働新聞の記事をポイント掲載いたしました。

1. 平均年間給与正社員・男性 84 万円に (2023/10/16)

国税庁の民間給与実態統計によると、昨年 1 年間を通じて勤務した正社員の平均年間給与は男性が 583.8 万円、女性が 406.9 万円だった。前年結果と比べた伸び率は、それぞれ 1.1%増、3.4%増で、女性が男性を上回っている。役員や非正社員も含めた男女計の平均給与は 457.6 万円で、うち賞与は 71.6 万円となっている。賞与は 2 年連続で 4%強の伸び率を示しており、コロナ禍前である令和元年の水準まで回復した。

2. 労災特別加入制度 フリーランスを追加に (2023/10/16)

厚生労働省は 10 月 4 日に開いた労働政策審議会労災保険部会で、事業者からの委託により業務に従事するフリーランスを、労災保険の特別加入制度の対象に加える方針を示した。対象者の範囲や保険料率の水準、加入手続きを担う特別加入団体のあり方などを論点に、議論を開始している。今年 4 月に成立したフリーランス新法の附帯決議では、希望するすべてのフリーランスが加入できるよう対象を拡大することとしていた。

3. 外国人技能実習生 1 年超で転職可能に (2023/11/6)

外国人技能実習と特定技能制度のあり方を検討する政府の有識者会議は、最終報告書のたたき台(修正版)をまとめた。技能実習を廃止し、特定技能 1 号への移行を前提とした新制度を創設すべきと提言している。新制度では、同一企業で 1 年超働くなどの要件を満たした場合、本人の意向による転職を認める。対象分野は特定技能と同じにし、特定技能と同様に受入れ人数の上限を分野ごとに設定。特定技能の移行時には技能評価試験に加え、新たに日本語能力試験 N4 以上への合格を要件にするとした。

4. カスハラ防止に条例化検討 (2023/11/13)

東京都は、労使と法学の専門家らで構成する「カスタマーハラスメント防止対策に関する検討部会」を立ち上げ、10 月 31 日に初会合を開いた。労使双方の委員から、条例でカスハラに当たる行為や定義を規定するよう求める意見が挙がっている。現状ではどのような行為が該当するのか線引きが分からず、対応に苦慮していると訴えた。専門家からは、条例とともに具体的な行為例を盛り込んだ指針を作成することや、都に事業主向けの相談窓口を設置するなどの対応策が提案されている。

★年収の壁について★

厚生労働省より支援パッケージが公開！

年収の壁とは、税金や社会保険料がかからないように、年収を抑えようと意識される金額のボーダーラインです。

ここでは社会保険上の壁について解説します。



106 万円の壁

106 万円の壁とは、社会保険料がかからずに済む金額のボーダーラインのひとつです。厳密には月額賃金 8 万 8,000 円が基準ですが、一般的に年収 106 万円の壁と呼ばれます。

パートやアルバイトなどの短時間労働者は、一定の要件に該当すると社会保険加入の対象となり社会保険料がかかります。

厚生労働省支援パッケージ(キャリアアップ助成金)

手取り収入を減らさない取組をした企業の最大 50 万円

130 万円の壁

130 万円の壁とは、社会保険に関するボーダーラインのひとつで、家族の扶養に入れるかどうかの基準です。平均的には月々の収入が 10 万 8,333 円までであれば、年収 130 万円未満に収まります。そのため 130 万円の壁を意識して働く場合は、月収 10 万 8,333 円がひとつの目安です。

厚生労働省支援パッケージ

繁忙期等で収入が一時的に上がっても事業主がその旨を証明することにより引き続き被扶養者認定が可能になる仕組み

年収の壁について関して相談したい方は、お気軽にお問い合わせ下さい。

・・・ベイリーフ労務管理事務所

043-222-5337

★ 労務管理上のQ&A こんな時あんな時 ★

第144回

社内行事に不参加の社員の扱いは?

Q、今年から社員間の懇親会を開催の予定です。その際、参加たくない社員がいます。そんな場合、参加を強制することができますか?

A、社内行事を労働時間内に行うか、労働時間外に行う場合は残業代を支払うことで強制参加が可能です。

強制参加が違法になる・ならないのラインは「社内行事を業務命令とするかどうか」になります。ただし、業務命令とするからには当然ながら労働時間として扱う必要があるため、労働時間内に行うか、労働時間外の場合は残業扱いとして残業代を支払う必要があります。

また、社内行事を任意参加としたにも関わらず参加を強要したり、または不参加の従業員を仕事から外したりと該当従業員の不利益になるような扱いをすれば、パワハラとみなされる可能性があります。参加を促す場合はどのようなケースがパワハラに該当するのかをよく理解しておき、適切な対応を取るようにしましょう。



★ベイリーフの庭から★

・ ・ ・ 編集後記 ・ ・ ・

ぐっと寒くなりましたね。体調を崩してはいませんか？こんなに冷え込むと紅葉も進みますね。近所の青葉の森公園にでも行ってみませんか！

桜、紅葉はあっという間に通り過ぎてしまいます。心に余裕があったら必ず楽しみたいものです。

・ ・ 発行・制作 ・ ・ ・



ベイリーフ労務管理事務所

〒260-0853

千葉市中央区葛城 3-7-30

TEL 043-222-5337 FAX 043-225-1317

E-mail office.bayleaf@gmail.com

<https://www.officebayleaf.com>